

中央最賃審議会

# 平均24円/hの引き上げを答申!

「貧困」からの脱出には1,500円/hが必要!

7月27日、中央最低賃金審議会の目安小委員会は全国平均で24円、3%の引き上げを目安として決定し答申した。全国平均で822円となり、はじめて800円台に到達した。別掲新聞記事にある表のように、東京などAランクは25円、Bランクは24円、Cランクは22円、青森、福島など東北地方と九州・沖縄地方はDランクで21円とされている。これは政府が景気好循環のために3%程度の引き上げを求めてきたものに沿った決定とされる。今後各地方の最賃審議会に於いて協議され、予定では10月から新たな最低賃金として各都道府県で施行され、最賃を下回って労働させると労基法違反として罰則の対象となる。

822円ではフルタイマーでも年収150万円にも届かない・・・

ところで全国平均822円ではどのような生活が可能であろうか。フルタイマーとして年1800時間を働いても1,479,600円にすぎません。この最賃では月々12~3万円で生活を維持しなければならず、二つも三つも仕事を掛け持ちしてようやく人並みの生活をする事が出来るのです。自分のための時間や家族との団らんは無く、長時間労働で健康を蝕むこととなります。

東京でも932円×1800時間=1,677,600円にしかありません。家賃を払えば手元に残るのは少しばかりで、満足に食料を買うお金も残らないのが実情です。非正規労働者は40%以上にもなっています。家計を支える労働者が最低賃金に幾ばくかの上乗せされた賃金で働く状態が拡大しています。最賃の引き上げは賃金アップに直結しているのです。絶対的に必要な賃金へ引き上げることが求められており、労働者にとって最低賃金の引き上げは死活問題となっているのです。

## 大都市と地方・・・広がる格差縮小のため、全国一律こそ必要!

中央最賃審議会から答申された目安は各都道府県単位による最低基準となるため、大きな矛盾が生じています。その最大の問題が、大都市と地方の格差を固定化し拡大することです。最高額の東京では25円アップで932円となり、最低の

沖縄県では21円しか引き上げられず、714円となります。その差額は218円と現状の格差(東京907円ー沖縄693円で差額は214円)から更に拡大することになります。こうした地域格差は益々、東京など大都市へ労働者は集中し、地方を疲弊させるという悪循環を繰り返し、拡大しているのです。

また、都府県という行政単位による強引な基準設定は都府県境に接する地域で極端な開きをもたらしてしまうことにもなるのです。

## 全国一律で最賃1,500円が必要、今すぐ1,000円に向けて地方審議会へ要請を強めていこう!

私たちは時給1,500円の最低賃金の実現を求めて闘ってきました。1,500円が今すぐには困難であれば1,000円への引き上げが求められているのです。政府には労働者が健康で文化的な生活を送ることを保障する義務があります。

今後各地方の最低賃金審議会において議論が行われていきます。審議の全面公開を求めると共に、意見書の提出や陳述を求めていきましょう。また、秋闘などで職場の最賃協定の獲得に全力をあげていこう。

# 最低賃金 過去最大24円増

2016年度地域別最低賃金の引き上げ額の目安

ランク	都道府県	時給
A	千葉(817)、東京(907)、神奈川(905)、愛知(820)、大阪(858)	25円
B	茨城(747)、栃木(751)、埼玉(820)、富山(746)、長野(746)、静岡(783)、三重(771)、滋賀(764)、京都(807)、兵庫(794)、広島(769)	24円
C	北海道(764)、宮城(726)、群馬(737)、新潟(731)、石川(735)、福井(732)、山梨(737)、岐阜(754)、奈良(740)、和歌山(731)、岡山(735)、山口(731)、香川(719)、福岡(743)	22円
D	青森(695)、岩手(695)、秋田(695)、山形(696)、福島(705)、鳥取(693)、島根(696)、徳島(695)、愛媛(696)、高知(693)、佐賀(694)、長崎(694)、熊本(694)、大分(694)、宮崎(693)、鹿児島(694)、沖縄(693)	21円

※( )内は現在の最低賃金の時給

## 中央審議会小委 政権の意向反映

厚生労働相の諮問機関である中央最低賃金審議会の小委員会  
は十六日、二〇一六年度の地域別最低賃金の改定について、  
全国平均の時給で二十四円引き上げ、八百二十二円とする目安  
をまとめた。〇二年度に現在の時給で示す方式になって以降最  
大の上げ幅で、これまで最大だった一五年度の十八円を上回っ  
た。

上げ幅の二十四円は前年  
度比3%の伸びに相当す  
る。安倍晋三首相が早い段  
階から3%の引き上げの意  
向を示したことを色濃く反  
映した結果となった。  
最低賃金は都道府県ごと  
に決められ、小委員会は経  
済規模などに応じたA~D  
の四ランクについて、東京  
や千葉、神奈川などのAは  
二十五円、茨城や栃木、埼  
玉、静岡などのBは二十四  
円、群馬などのCは二十二  
円、青森などのDは二十一  
円の上げ幅の目安をそれぞ  
れ示した。最低賃金は全て  
の働く人が企業から受け取  
る賃金の下限額で、パート  
やアルバイトなどの人には  
適用される。